

「商品先物取引法施行規則」及び
「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正」に対する意見書

2014年4月25日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

農林水産大臣 林 芳正 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）森 まさこ 殿

消費者庁長官 阿南 久 殿

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

1 意見の趣旨

当団体は、商品先物取引法の下での個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2第2号）に強く反対する。

2 意見の理由

今般の商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）改正案は、規則第102条の2を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る）を不招請勧誘の禁止の適用除外規定に盛り込んでいる。

しかしながら、不招請勧誘の禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しないため、与野党一致のもと2011年1月に導入されたものである。

それにもかかわらず、今般の改正案のように不招請勧誘の禁止規制を緩和することは、70歳未満の個人顧客に対する不招請勧誘を実質的に全面解禁するに等しいものであって、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

上記規則案は、法律が「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商先法214条第9号括弧書き）と定め

た委任の範囲を超え、施行規則によって法律の趣旨を骨抜きにするものであって到底容認できない。

しかも、今回の不招請勧誘禁止規定の見直しは、2012年8月に産業構造審議会商品先物取引分科会が取りまとめた報告書の内容に反するもので、見過ごすことのできないものである。すなわち、同報告書では、「不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである」、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」とされ、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認された。

しかるに、現在も、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートCX取引（損失限定取引）を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常の先物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が数多く発生していることが報告されており、商品先物取引業者の営業姿勢はまったく変わっていない。主務省も、2013年12月に不招請勧誘禁止規定違反があるとして、第一商品の行政処分を行った。

当団体も、2014年1月7日「『平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）について』（平成25年12月13日公表）に関する意見」において、不招請勧誘規制の緩和撤廃に反対する旨の意見を述べており、その他各種団体からも同旨の反対意見が出されているところである。

今般の経済産業省、農林水産省の不招請勧誘の禁止に関する適用除外規定を拡大する上記規則案は、商品先物市場の出来高の大幅減少に伴う商品先物取引業界の規制緩和の要請のみをうけて行われるもので、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである。そして、前述のとおり、上記施行規則案は、2011年1月に導入された不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするものであり、また、法律が省令に委任した範囲を大幅に逸脱して、かつ、前記産構審分科会の報告書や内閣府消費者委員会の意見書にも反するから、到底認めることが出来ないし、70歳未満の個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を許容するような立法事実は存在しない。

それ故、当団体は、個人の委託者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような上記施行規則の改正案に強く反対するものである。

以 上